

平成27年3月5日

公益財団法人埼玉県公園緑地協会【一般事業主行動計画】

公益財団法人埼玉県公園緑地協会は、職員が仕事と子育てを両立することができ、生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成31年3月31日

2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得率向上を図る。(半日休み、時間休みの取得の促進)

<対策>

- 平成27年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 平成27年10月～ 取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組みの開始と職員への周知

目標2：特別有給休暇の利用を一層周知し、利用促進を図る。

※現在、当協会では「子育て休暇」、「介護休暇」、「裁判員休暇」等特別休暇を定めている。これらの休暇制度の利用について一層の周知を図り、取得の促進に努める。

<対策>

- 平成27年 4月～ 情報提供時期、回数などを検討する
- 平成27年 7月～ 情報提供実施

目標3：育児・介護休業法に基づく諸制度の周知を図り利用促進をする。

<対策>

- 平成27年 4月～ 職員への周知用チラシを作成する
- 平成27年 7月～ 管理職会議等で制度の周知を図る